

第 2 次 稚 内 市 教 育 大 綱

■ 位置付けについて

平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

■ 対象期間について

令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間

■ 基本方針について

教育、文化、人材育成等、本市における最上位計画である「第 5 次稚内市総合計画」における教育分野の施策を基本としながら、「家庭教育」、「学校教育」、「社会教育」、「文化・スポーツ」の 4 つの視点から基本方針を示したものです。

柱 ① ≪地域の協働による家庭教育の推進〔家庭教育〕≫

【重点施策】

『子育て運動を基本とした地域教育の推進による親支援・子育て支援の充実』

家庭の教育力の向上を図るため「市民ぐるみの子育て運動」を基本として、親は親として成長しながら、子どもの成長とともに歩めるよう支援し、教育や子育てを取り巻く環境の整備・充実に向けて取り組みます。

「子どもの貧困」対策として、教育の機会均等を図る取り組みを推進し、必要な環境づくりに努めます。

安心して子育てができる環境づくりのため、子育て支援サービスの充実を図り、地域全体で見守る環境づくりを推進します。

子ども達の発達の段階に応じ、地域の行事や体験活動を通じて、規律や協働、善悪の判断や博愛の精神を学び、社会生活に必要な適応力や道徳心を培う活動を推進します。

柱 ② ≪次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくりの推進〔学校教育〕≫

【重点施策】

『新しい時代に必要となる資質・能力を育む学校教育の推進』

社会を生きる子ども達に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた人間の育成を基本とした「生きる力」を育む教育を推進します。

ライフステージに応じたキャリア教育の実施を目指し、グローバル社会で活躍していく「^{びと}わっかない人」を育成するため、夢と希望を叶えられる教育に向けて取り組みます。

幼・保・小・中・高・大の教育連携の一層の充実に向け、学校種間の切れ目のない接続を目指すとともに、地域とともにある開かれた学校のあり方を追求し、地域コミュニティの核となり得る学校経営の推進に努めます。

柱 ③ ≪市民の学びを支える地域づくり〔社会教育〕≫

【重点施策】

『市民一人ひとりが心豊かに暮らせる生涯学習の推進』

『子育て運動』の理念を継承した「第9次稚内市社会教育中期計画」を基に、あらゆる年代の市民が主体性を持ち、ともに学び合いを通じ、心豊かに育ち合う社会教育を推進します。

生涯学習ニーズの多様化に伴う学習環境の充実と整備に努め、地域のつながりを生み出す共生社会の構築に向けて取り組みます。

柱 ④ ≪まちの魅力を活かした文化・スポーツ活動の推進〔文化・スポーツ〕≫

【重点施策】

『文化・スポーツを身近に感じられる環境の創出』

多様な文化・芸術等に触れる機会を拡充させ、文化の振興を図ります。

スポーツの推進については、生涯にわたって、様々な形で積極的にスポーツやレクリエーション活動に参画できる環境づくりを推進し、生き生きとした人生を送ることができるよう、日常的に運動に親しむ機会の充実を図ります。